

訪問看護医療DX情報活用加算に伴うWEBサイトの掲示

オンライン資格確認等システムの導入にあたり、当法人訪問看護事業所ではオンライン資格確認を行う体制を有し、訪問時などにご利用様の診療情報や薬剤情報を取得・活用し、訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い看護提供を目指します。

これにより、訪問看護医療DX加算として定められた額を加算致します。

対象者：訪問看護療養費を算定する方

加算額：訪問看護医療DX情報活用加算 50 円/月

本加算に対する施設基準は以下の通りです。

- 1.訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定するオンライン請求を行っていること
- 2.健康保険法第三条第十三項に規定するオンライン資格確認を行う体制を有していること
- 3.医療DX推進の体制に関する事項や、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
- 4.3の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力をお願い致します。

特定医療法人 富尾会 訪問看護ステーションらいふ